

第三十四回国会 衆議院 文教委員会議録 第一号

本国会召集日(昭和三十四年十二月二十九日)(火曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 大平 正芳君

理事稲葉 修君 理事白井 莊一君

理事簡牛 九夫君 理事木村 武雄君

理事高見 三郎君 理事小牧 次生君

理事櫻井 奎夫君 理事辻原 弘市君

大野 伴陸君 加藤 精三君

木村 守江君 坂田 道太君

篠田 弘作君 高橋 英吉君

竹下 登君 谷川 和穂君

塚田十一郎君 灘尾 弘吉君

松永 東君 松村 謙三君

八木 徹雄君 片山 哲君

野口 忠夫君 長谷川 保君

堀 昌雄君 山崎 始男君

鈴木 一君 本島百合子君

昭和三十五年二月二十四日(水曜日)各会派割当数変更後の本委員は、次の通りである。

委員長 大平 正芳君

理事稲葉 修君 理事白井 莊一君

理事簡牛 九夫君 理事木村 武雄君

理事高見 三郎君 理事西村 力弥君

理事長谷川 保君 理事小牧 次生君

大野 伴陸君 木村 守江君

坂田 道太君 篠田 弘作君

正力松太郎君 竹下 登君

谷川 和穂君 田村 元吉君

塚田十一郎君 灘尾 弘吉君

松永 東君 松村 謙三君

八木 徹雄君 勝岡田清一君

金丸 徳重君 栗原 俊夫君

高田 富之君 原 彪君

山崎 始男君 鈴木 一君

昭和三十五年二月二十四日(水曜日) 午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 大平 正芳君

理事白井 莊一君 理事簡牛 九夫君

理事木村 武雄君 理事高見 三郎君

理事西村 力弥君 理事長谷川 保君

大野 伴陸君 木村 守江君

篠田 弘作君 竹下 登君

八木 徹雄君 金丸 徳重君

栗原 俊夫君 鈴木 一君

出席國務大臣

文部大臣 松田竹千代君

出席政府委員

文部政務次官 宮澤 喜一君

文部事務官 天城 勳君

(大臣官房長)

委員外の出席者

専門員 石井 勲君

二月四日

委員櫻井奎夫君、辻原弘市君、野口忠夫君、堀昌雄君、片山哲君及び本島百合子君辞任につき、その補欠として西村力弥君、金丸徳重君、原彪君、高田富之君、勝岡田清一君及び栗原俊夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堤康次郎君及び八百板正君辞任

につき、その補欠として高橋英吉君及び金丸徳重君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小牧次生君及び鈴木一君辞任につき、その補欠として西村榮一君及び中崎敏君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村榮一君及び中崎敏君辞任につき、その補欠として小牧次生君及び鈴木一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員金丸徳重君及び鈴木一君辞任につき、その補欠として八百板正君及び中崎敏君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田村元吉君及び高橋英吉君辞任につき、その補欠として田村元吉君及び正力松太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員八百板正君辞任につき、その補欠として勝岡田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員中川俊思君辞任につき、その補欠として田村元吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木更三君及び中崎敏君辞任につき、その補欠として金丸徳重君及び鈴木一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事櫻井奎夫君及び辻原弘市君二月四日委員辞任につき、その補欠として西村力弥君及び長谷川保君が理事に当選した。

同日

小牧次生君が理事に当選した。

同日

首学校費学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

二月十二日

昭和三十五年公立文教施設予算に関する諸願外一件(池田清志君紹介)(第二号)

学校給食用小麦粉に対する在庫補助に関する諸願(池田清志君紹介)(第三号)

同(田中武夫君紹介)(第四号)

奨励研究生制度拡充に関する諸願(大平正芳君紹介)(第五号)

義務教育費国庫負担等に関する諸願(櫻井奎夫君紹介)(第六号)

昭和三十五年度文教予算に関する諸願(櫻井奎夫君紹介)(第七号)

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正に関する諸願(櫻井奎夫君紹介)(第八号)

公立義務教育諸学校の施設費増額等に関する諸願(櫻井奎夫君紹介)(第九号)

昭和三十五年度教育予算増額に関する諸願外一件(櫻井奎夫君紹介)(第一〇号)

公立義務教育諸学校の教職員定数改訂等に関する諸願(櫻井奎夫君紹介)(第一二号)

公立義務教育諸学校の学級編成基準適正化等に関する諸願(櫻井奎夫君紹介)(第一二二号)

高等学校の授業における生徒の編成及び教職員配置の基準法制化に関する諸願(内海清君紹介)(第一三三号)

同(小澤佐重喜君紹介)(第一四四号)

同外三件(吉川久衛君紹介)(第一五五号)

同外五件(田中織之進君紹介)(第一六六号)

同外九件(辻原弘市君紹介)(第一七六号)

同(中川俊思君紹介)(第一八八号)

同(永山忠則君紹介)(第一九九号)

同(西村関一君紹介)(第二〇号)

同(山中吾郎君紹介)(第二二二号)

同(権名悦三郎君紹介)(第七二二号)

同外十一件(濱田幸雄君紹介)(第一〇八号)

同(石田宥全君紹介)(第一二六号)

同(井手以誠君紹介)(第一二七号)

同外二件(三宅正一君紹介)(第二二八号)
 同(館俊三君紹介)(第二二九号)
 学校栄養士配置等に関する請願(西村力弥君紹介)(第二三二号)
 同(山崎始男君紹介)(第二三三号)
 学校給食に関する請願(山崎始男君紹介)(第二三四号)
 卒業教育に従事する国、公立高等学校の基礎教科担当教員に産業教育手当支給に関する請願(渡部健太郎君紹介)(第二七一号)
 同月十六日
 高等学校の授業における生徒の編成及び教職員配置の基準法制化に関する請願(八田貞義君紹介)(第二二〇四号)
 同(相川勝六君紹介)(第四二七号)
 同(大原亨君紹介)(第四二八号)
 同外二件(横路節雄君紹介)(第四二九号)
 へき地教育振興法の一部改正に関する請願(池田清志君紹介)(第二四六号)
 義務教育施設の拡充に関する請願(大平正芳君紹介)(第二四七号)
 同(田万廣文君紹介)(第三五二号)
 学校給食費国庫補助増額等に関する請願(大平正芳君紹介)(第二四八号)
 産業教育に従事する私立高等学校教職員に産業教育手当支給に関する請願(伊藤卯四郎君紹介)(第三五〇号)
 産業教育に従事する国、公立高等学校の基礎教科担当教員に産業教育手当支給に関する請願(伊藤卯四郎君紹介)(第三五一号)
 同月二十二日
 学校給食事業強化による牛乳の供用

確保等に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四九〇号)
 産業教育に従事する私立高等学校教職員に産業教育手当支給に関する請願(天野公義君紹介)(第六〇五号)
 高等学校の授業における生徒の編成及び教職員配置の基準法制化に関する請願(内田常雄君紹介)(第六四四号)
 学校給食用小麦粉代金の半額国庫補助に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第六四五号)
 は本委員会に付託された。
 二月十九日
 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正等に関する陳情書(山形県東村山郡豊栄村原町水戸部和男(第二八号))
 同(寒河江市大字寒河江中村又三郎(第二九号))
 同(村山市大字湯沢佐藤継之介(第三〇号))
 同(愛知県町村会長原田政久(第三一号))
 同(鶴岡市最上町甲五九斎藤新治(第九四号))
 同(山形県西田川郡温海町温海中学校内西田川郡PTA連合会長粕谷信勝(第九五号))
 同(山形県東置賜郡赤湯町大字赤湯七七田口貢(第九六号))
 同(新庄市五日町一六加藤健(第九七号))
 同(山形県飽海郡平田村大字飛鳥一三四長谷部富也(第九八号))
 同(鳥取県町村議会議長会長山本昇造(第九九号))
 文教施設災害復旧等に関する陳情書

(愛知県町村会長原田政久)(第一〇〇号)
 社会教育費増額等に関する陳情書(北海道教育庁社会教育課北海道社会教育委員連絡協議会長平沢亮造)(第一〇二号)
 昭和三十五年公立文教施設予算に関する陳情書(岡山県川上郡備中町長小田武雄外五名(第一〇三号))
 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正に関する陳情書(常滑市青海地区教職員組合婦人部長北原隆一外百二十三名(第一〇九号))
 同(愛知県知多郡知多町南粕谷平野孝雄外五十四名(第一一〇号))
 は本委員会に参考送付された。
 本日の会議に付した案件
 国政調査承認要求に関する件
 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)
 文教行政に関する件

つきましては理事の選任を行なわなければなりません。先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○大平委員長 御異議なしと認め、西村力弥君、長谷川保君及び小牧次生君を理事に指名いたします。
 ○大平委員長 次に国政調査承認要求に御異議ありませんか。
 本会期におきましても前国会通り、学校教育、社会教育、教育制度、学術研究及び宗教、文化財保護に関する事項につき、議長に対し国政調査承認の要求をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○大平委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。
 なお調査の方法、その手続等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○大平委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案
 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律
 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項各号列記以外の部分中「第三号まで」を「第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。
 五 修学旅行費
 附則
 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
 理由
 盲学校、聾学校又は養護学校の小学部又は中学部に就学する者について修学旅行費の全部又は一部を、これらの学校の高等部に就学する者について学校附設の寄宿舎居住に伴う経費の全部又は一部を、それぞれ支弁する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
 国立学校設置法の一部を改正する法律案
 国立学校設置法の一部を改正する法律
 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第十二条」を「第十二条・第十三条」に改める。
 第三条の表の学校教育法第九十八

条の規定による学校で、上欄の国立大学に包括されるもの欄中「弘前医科大学」、「前橋医科大学」、「千葉医科大学」、「東京医科歯科大学」、「新潟医科大学」、「金沢医科大学」、「松本医科大学」、「米子医科大学」、「岡山医科大学」、

「徳島医科大学」、「長崎医科大学」及び「熊本医科大学」を削り、同表京都大学の項中「医学部」を「薬学部」に改め、同表岡山大学の項中「医学部」を「工学部」に改める。

第三条の三第一項の表中

国立短期大学の名称 位置

国立短期大学の名称 位置
北見工業短期大学 北海道
小樽商科大学短期大学部 北海道
室蘭工業大学短期大学部 北海道
小樽商科大学短期大学部 北海道

北見工業短期大学 北海道
小樽商科大学短期大学部 北海道
室蘭工業大学短期大学部 北海道
小樽商科大学短期大学部 北海道

徳島大学工業短期大学部 徳島県
徳島大学工業短期大学部 徳島県
香川大学商業短期大学部 香川県

香川大学商業短期大学部 香川県
徳島大学工業短期大学部 徳島県
徳島大学工業短期大学部 徳島県
香川大学商業短期大学部 香川県

改める。

第十二条を第十三条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(国立学校における授業料その他の費用の免除及び猶予)

第十二条 国立学校の校長(国立大学又は国立大学の学部(附属して設置される学校にあつては、当該国立大学の学長)は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又

に改め、同条第二項の表中

に改め、同条第二項の表中

に改め、同条第二項の表中

に改め、同条第二項の表中

はその徴収を猶予することができ

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十二条を削る。

第六十六条第一項中「第六十二条第二項」を削る。

理由 昭和三十五年度における国立大学

の学部及び国立短期大学の施設並びに国立学校における授業料等の免除及び猶予について規定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松田国務大臣 このたび政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和三十五年度における国立大学の学部及び国立短期大学の施設並びに国立短期大学に包括される旧制の大学の廃止等について規定したものであります。

まず、国立大学の学部の施設につきましては、京都大学に薬学部を、岡山大学に工学部をそれぞれ設置することとし、大学における薬学教育及び工業技術教育につきまして一そりの充実をはかりとするものであります。

第二に、国立短期大学の施設につきましては、中堅技術者の養成をはかるために北見工業短期大学を設置することとしたことと、勤労青年の進学の希望にこたえるために、夜間において授業を行なう室蘭工業大学短期大学部及び香川大学商業短期大学部をそれぞれ室蘭工業大学及び香川大学に併設することとしたものであります。

第三は、国立大学に包括されて経過的に存続しておりました若干の旧制の医科大学の廃止に伴い、これに關する規定を整理するとともに、国立学校における授業料その他の費用の免除及び

徴収の猶予につきまして規定を整備することとしたものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

次に今回政府から提出いたしました盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のように、昭和三十四年度から、経済的理由によつて就学が困難な小・中学校の児童生徒のために、国及び地方公共団体から修学旅行費が支給されることになりましたが、盲学校、ろう学校または養護学校におきまして、さらに就学の普及奨励をはかるため、これらの学校の小学部及び中学部の児童生徒に対しても、新たに修学旅行費を、就学奨励費の対象に加えることとしたのであります。

次に、これらの学校の高等部の生徒につきましては、学校に付設する寄宿舎において生活する者の数が少なくない現状であり、これらの生徒に対して寄宿舎居住に伴い必要経費を支給することは、就学奨励の上から見て、大きな意義がありますので、今回これを、小学部及び中学部の児童生徒の場合と同様に、就学奨励費の対象に加えることとした次第であります。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を申し上げます。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○大平委員長 両案に対する質疑は次

会以降において行なうこととしたします。

○大平委員長 この際文教行政に關し、松田文部大臣より発言を求められております。

松田文部大臣。 ○松田国務大臣 昭和三十五年度文部省所管の予算案概要について御説明いたします。

昭和三十五年度文部省所管の予算額は、一千九百四十七億八千九百八十八万六千円でありまして、一般会計総予算の一二%強を占めております。これは補正後の前年度予算に比較しますと百八十九億二千五百八十三万八千円の内訳として、義務教育費国庫負担金八十八億円、国立学校運営費四十六億円、文教施設整備費二十億円等がおもなるものであります。

次に、明年度予算案において特に重点として取り上げた施策について申し上げます。

その第一は、義務教育の改善充実であります。この点につきましては、前年度に引き続き教職員定数の充足と学校施設の整備を推進することとしたしております。

まず、教職員定数につきましては、児童生徒数の自然増減に即応し、また、小学校にあっては一学級五十六人以上、中学校にあっては一学級五十四人以上のすし詰め教室を解消し、さらに教職員の適正配置をはかるため合計約五千九百人の増員を見込みました。

このほか昇給、人事院勧告の実施等に要する経費を含め、義務教育費国庫負

担金一千百十六億九千五百万円を計上いたしましたのであります。

次に学校施設につきましては、公立文教施設整備五カ年計画の第二年次として、小、中学校校舎の増築、危険校舎の改築、屋内運動場の整備、学校統合に伴う校舎の新増築等のため、八十六億八千六百万円を計上し、特に中学校生徒の急増に対応する校舎整備に重点を置いたのであります。

第二は、科学技術教育の振興であります。諸外国に伍して学術文化の進展と産業の発達を期するためには、科学技術に關する教育、研究の拡充強化をはかることが、きわめて緊要であります。すでにこのことにつきましては鋭意努力を傾けて参つたのであります。が、三十五年度予算案におきましては、引き続き重点施策として配慮し、初等中等教育、大学教育及び学術研究の各方面にわたって所要経費の増額計上をいたしております。

まず、科学技術教育の基礎段階であります初等中等教育につきましては、理科教育センター及び産業教育の設備更新に対する補助金の新設、中学校技術家庭科設備の整備、高等学校工業課程の拡充等、理科教育及び産業教育関係の補助金を増額して、施設設備の充実改善をはかつております。

次に大学教育につきましては、科学技術者八千人養成計画最終年度の国立学校分として理工系学生約千百人を増募することとし、そのために必要な学部学科の新設、改組をはかりその完成を期したほか、教育研究の質的向上をはかるため教育研究費の増額、施設設備の充実改善等に努めております。その他科学研究費交付金、民間学術団体の補助についても予算の増額をはかつております。

第三は、勤労青少年教育、婦人教育及び体育の振興普及であります。健全な青少年の育成は、国家、社会形成の重要な基盤をなすものであり、学校教育及び社会教育の両面において深く考慮を払ふべき問題であります。明年度予算におきましては、従来に引き続き、定時制高等学校の施設設備の整備を行なうほか、高等学校の定時制通信教育に従事する教職員に対して定時制通信教育手当を支給することとし、また通信教育にテレビの利用をはかる等、勤労青少年教育の振興をはかつております。

一方社会教育の面におきましては、改正社会教育法の実をあげるため社会教育指導者の養成、社会教育関係団体の助成、公民館等の施設設備の整備等に要する経費を増額計上するほか、青年学級、青年の家、少年団体活動の助成等に要する経費を引き続き計上しております。

また婦人教育につきましては、家庭婦人が教育活動に参加し、公民としての資質を高め、生活の合理化や地域社会の発展、健全な青少年の育成等に寄与することの重要性にかんがみ、これについての予算を大幅に増額して、婦人学級の拡充、婦人団体活動の助成等に努めようとしているのであります。

次に体育は、国民の心身の健康を維持増進する上において重要な意義を持つものでありますので、青少年のみならず、国民一般に普及奨励しなければならぬものと考えております。そのため明年度におきましては、従来に引き続き青少年体育活動の助成、国民体

育大会、国立競技場の運営等について必要な予算を計上したほか、体育館、プール等の国民体育施設の整備充実をはかつております。

なお、本年ローマで開催予定の第七回オリンピック大会選手団派遣及びオリンピック東京大会実施準備等についても所要経費を計上しております。

第四は、私立学校教育の充実振興であります。わが国教育における私立学校の重要性については、多言を要しないところであり、明年度予算案におきましては、この点について格段の配意をいたしたのであります。まづ私立学校全般の充実振興を期するため、私立学校振興会に従来からの五十億円に加えてさらに三億円の政府出資を行ない、その資金運用の拡大をはかったほか、科学技術教育振興の一環として、私立学校理科特別助成補助金及び私立大学研究設備助成補助金を、前年度に比べ合計約四億円増額計上し、また、高等学校以下の学校についても、産業教育振興補助金及び理科教育振興補助金の増額計上をはかつているのであります。

第五は特殊教育、僻地教育、準要保護児童対策等、恵まれない事情にある児童生徒の教育の振興であります。これらの分野における教育は機会均等の趣旨に従い従来から強調されてきたところであり、三十五年度予算案におきましては、さらに一そらの充実をはかつております。すなわち特殊教育については、特殊学級、養護学校の増設並びに就学奨励費の拡充をはかり、僻地教育については、僻地の小、中学校にテレビ受像機を設置するための補助金を新規に計上し、準要保護児童生

徒対策としては、学校給食費の負担軽減をはかるため準要保護児童生徒の率を従来の二%から四%に引き上げる等の措置を講じているのであります。

以上文部省所管予算につきまして、その概要と重点を説明申し上げた次第であります。

なお、計数等の詳細につきましては、会計課長から補足して説明させていただきます。

○大平委員長 本日はこの程度とし、次会は明後二十六日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十二分散会

昭和三十五年二月二十七日印刷

昭和三十五年二月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局